

令和4年6月2日

市議会議員のコンプライアンス問題について市議会が議会基本条例の
定めに従い説明責任を果たすことを求める陳情書

上越市議会

議長 石田 裕一 様



市議会議員のコンプライアンス問題について市議会が議会基本条例の

定めに従い説明責任を果たすことを求める陳情書

一 陳情の要旨

鈴木めぐみ市議について、廃棄物処理法違反と公職選挙法違反の疑いが報じられ、多くの市民はその対応に関心を持って注視している。しかし、鈴木市議はいずれについても、上越市当局、市選管から注意を受けたにもかかわらず、具体的な理由の説明がないまま自らの正当性を一方的に SNS で主張するのみで、市民への説明を拒み続けている。

今回の件に限らず一般に、公職にある市議会議員のコンプライアンス問題は、市議会議員が公の場で説明責任を果たすべき事柄である。

上越市議会の最高規範とされる議会基本条例は、3条（議員の活動原則）で「市民への説明責任を果たすこと」、さらに26条（政治倫理）で「良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、品位の保持に努めなければならない」と定めているが、鈴木市議の行為は同条例に明確に違背している。

議会基本条例がいわゆる理念条例であることを奇貨としてその定めを堂々と無視している鈴木市議に対し、市議会は条例の精神に則って一定の対応をするべきと考える。市議会が何もしないということは、同条例の「最高規範性」を市議会自らが踏みにじる行為にほかならない。

二 陳情事項

1. 鈴木市議についてのコンプライアンス問題（上記2つの法令違反の嫌疑）について、議会基本条例の定めに従って、市議会が鈴木市議に説明責任を果たさせるか、あるいは市議会として説明責任を果たすこと
2. 上記説明責任を果たす手法については、市議会において決めること

令和4年6月2日

上越市議会

議長 石田 裕一 様